⑹　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑼　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、⑴及び⑹の要件を満たしていること。
⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑾　本入札公告に記載の複数の工事に参加を希望する場合でも、技術提案は各工事に共通なものとし、工事毎に異なる技術提案をした場合は欠格とする。

3　総合評価に関する事項
⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の③の技術提案を受け付け、①から③と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。
①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
②　賃上げの実施に関する評価
③　技術提案（本公告に記載の複数の工事において共通の技術提案）
指定テーマ１：２工事に共通する品質保持及び耐久性確保について配慮すべき事項
指定テーマ２：２工事に共通するＩＣＴ活用等による生産性向上に資する事項
⑵　総合評価の方法
①　標準点　本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。
②　施工体制評価点及び加算点　入札価格及び技術資料（上記⑴②及び③。以下「技術資料」という。）の内容に応じ、上記⑴①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術資料の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は64点とする。
③　入札価格及び技術資料に係る総合評価　標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
⑶　落札者の決定方法
①　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
㋐　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。
㋑　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。
②　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじを行い、落札者を決める。

4　入札手続等
⑴　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第一係　電話022―225―2171㈹　内線2526
⑵　入札説明書の交付期間及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。
交付期間は、別表１①に示す期間。ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記⑴の担当部局へその旨申し出ること。
⑶　申請書及び確認資料の提出期限、場所及び方法　申請書及び確認資料は、別表１②に示す期日までに、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式の場合は上記⑴に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出することもできる。
なお、本入札公告の複数の工事に参加希望する場合の申請書は、希望する工事毎に提出すること。さらに確認資料は、参加を希望するいずれか１件の工事にまとめて添付すればよいが、確認資料を添付しない他の工事には、入札説明書で示す様式を確認資料に代えて添付すること（詳細は入札説明書による。）。
⑷　見積書の提出　積算に反映させるための見積書を下記に従い提出すること。
①　期間：別表１②’に示す期間。
②　場所：上記⑴に同じ。
③　方法：電子メールにより提出すること。
なお、電子メールによる提出先メールアドレスは、入札説明書による。また、電子メールにて提出した後、提出者の記名・代表者を押印した見積書を持参、郵送又は託送により提出すること。
⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法　入札の締切は、別表１③に示す期日。入札は原則として電子入札システムにより行うこと。なお、紙入札方式の場合は上記⑴の担当部局に持参、郵送又は託送により提出すること。
開札は、別表１④に示す日時に東北地方整備局入札室にて行う。
⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
①　期間　別表１⑤に示す期間。
②　場所　上記⑴に同じ。
③　方法　持参、郵送又は託送により提出すること。

5　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　東北地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　入札の無効
①　入札期限までに入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法（ＣＤ―Ｒ等による貸与等）での交付を受けない者のした入札は無効とする。
②　競争参加資格のない者のした入札、申請書及び確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方法
①　落札者は、上記３に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その限りではない。
②　落札決定の通知は同日に以下の順番で行う。
一番目通知工事「①工事」
二番目通知工事「②工事」
⑸　配置予定技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び確認資料の差し替えは認められない。
⑹　専任の主任技術者（又は監理技術者）の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任技術者（又は監理技術者）とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
⑺　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、提案することができる。提案が適切と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合